

民生環境常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第63号 令和8年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費	1項 総務管理費 全部 全部	6目、9目

議案第65号 令和8年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算

議案第72号 八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

● 委員派遣について

[民生環境協議会]

○ 所管事項の報告について

- ・ 八戸市公共施設LED照明導入ESCO事業業務委託契約の締結について

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する所得の額の算定方法及び基準の特例の適用に係る保険料の減額の特例を定めるためのもの。

2. 法改正の背景(国の対応状況)

(1) 令和8年度介護保険料に係る特例減免

令和8年1月9日付け厚生労働省事務連絡において、給与収入が含まれる被保険者で令和7年度住民税非課税者が令和7年度税制見直しによる地方税の給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き住民税非課税者であった場合、当該者の保険料算定において、介護保険法第 142 条に基づき、住民税非課税者の保険料段階まで減免(特例減免)できる旨の事務連絡が発出された。

3. 改正の内容

(1) 令和8年度の保険料の減額の特例

厚生労働省事務連絡を受けて、令和7年度収入金額に給与所得が含まれる(給与等収入金額が55万1千円以上 190 万円未満の者が対象。)者で、令和7年度及び令和8年度に住民税非課税となる者が介護保険法施行令の一部改正による税制改正影響の遮断措置により、介護保険料の算定では住民税課税とみなされる場合、令和8年度は特例として住民税非課税者として判定し、住民税非課税者の保険料段階まで減免ができるよう所要の改正を行うもの。

(2) 対象期間

令和8年度のみ

4. 施行期日

公布の日

議案第73号 八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」の施行（令和8年12月25日）に伴い、国の基準省令が一部改正され、同省令に基づいて定めた条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

指定児童発達支援事業者等に対し、児童対象性暴力等の防止等のために必要な措置を講じなければならないとするほか、その他規定の整備を行うもの。

※指定児童発達支援事業者等

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

※児童対象性暴力等の防止等のために必要な措置

- ・安全確保措置：被害の早期把握のための面談、相談体制の整備
- ・犯罪事実確認：従事者の性犯罪前科の有無の確認
- ・防 止 措 置：性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策
- ・情報管理措置：性犯罪前科等の情報の適正な管理

3 施行期日

令和8年12月25日

ただし、国の基準省令で施行済みの規定については、公布の日から施行する。

- 議案第 74 号 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75 号 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 76 号 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 77 号 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 78 号 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79 号 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正する条例

- (1) 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 (※) <議案第 74 号>
 - (2) 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例等 (※) <議案第 75 号>
 - (3) 八戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等 (※) <議案第 76 号>
 - (4) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 <議案第 77 号>
 - (5) 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 (※) <議案第 78 号>
 - (6) 八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 <議案第 79 号>
- (※) 条例「等」とあるのは、各条例自体のほか、各条例につき、条例の一部を改正する条例も合わせて改正するもの

2 改正の理由

国の基準府省令や基準告示の一部改正に伴い、当市においてもこれらに倣って定めた各条例の一部改正を行うもの。

3 改正の内容

①児童対象性暴力等の防止に必要な措置を義務化【改正する条例：(1)～(3)、(5)、(6)】

「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」の施行に伴い、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けるもの。

②保育所等の職員配置基準に係る特例【改正する条例：(1)～(3)、(5)】

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、保育所における保育士等の数の算定に当たって、理学療法士その他専門職を、1人に限り、保育士等とみなすことができることとし、理学療法士その他専門職が当該保育所の保育士等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこと等とするもの。

③ 3歳児の職員配置基準に係る経過措置の終期の設定【改正する条例：(1)～(3)、(5)】

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」等の一部改正に伴い、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね15人につき1人以上の職員を配置すると定められているところ、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、児童おおむね20人につき1人以上とする経過措置の期間を「当分の間」から「令和10年3月31日まで」とするもの。

④ 主務保育教諭等の職の創設【改正する条例：(2)、(3)】

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、園児の教育及び保育をつかさどり、保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務保育教諭等を置くことができることとするもの。

⑤ 学級編制基準の引き下げ【改正する条例：(2)、(3)】

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、こども一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要であることから、幼保連携型認定こども園等の満3歳以上の学級編制基準を、原則35人以下から原則30人以下に引き下げるもの。

⑥ 満3歳以上限定小規模保育事業の創設

ア 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。【改正する条例：(4)】

(ア) 満3歳以上限定小規模保育事業の利用定員は、6人以上19人以下とし、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるもの。

(イ) 満3歳以上限定小規模保育事業では、利用の申込みに係る2号認定子どもの数及び現に利用している子どもの総数が、当該事業所の利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとするもの。

イ 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、当該事業の基準を追加するもの。【改正する条例：(5)】

(ア) 満3歳以上限定小規模保育事業者について、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。

(イ) 満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、小規模保育事業所A型の設備及び職員の基準（満3歳以上の幼児に係る部分に限る）と同様とする。

4 施行期日

- ・ 3 ① …………… 令和8年12月25日
- ・ 3 ②～⑤ …………… 公布の日
- ・ 3 ⑥ …………… 公布の日の翌日

(参考) 各条例の改正概要

改正概要 条例	①	②	③	④	⑤	⑥
	児童対象 性暴力等防止	理学療法士等 保育士みなし特例	3歳児職員配置 経過措置終期設定	主務保育教諭等 の職の創設	学級編制基準 引き下げ	満3歳児以上限定 小規模保育事業創設
(1)	○	○	○			
(2)	○	○	○	○	○	
(3)	○	○	○	○	○	
(4)						○
(5)	○	○	○			○
(6)	○					

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の交付申請手続において特定在留カード又は特定特別永住者証明書の利用を可能とするためのものである。

2 改正の内容

窓口又はキオスク端末での印鑑登録証明書の交付申請手続において、これまでの個人番号カードに加えて、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用できるよう、規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第81号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、賦課区分及び課税限度額の改正及び国民健康保険税の税率等を改正するとともに、法改正等に伴う規定の整備を行うものである。

2. 改正内容

(1) 子ども・子育て支援納付金課税額の賦課に係る規定の創設（第3条第1項関係）

国民健康保険税に、これまでの医療給付費分（以下「医療分」という）、後期高齢者支援金等分（以下「後期分」という）、介護納付金分（以下「介護分」という）に、新たに子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」という）を加えて賦課・徴収するため、条例に子ども分に係る規定を追加する。

(2) 賦課区分及び課税限度額の改正（第3条第2項・第5項関係）

現 行		改 正 案	
賦課区分	課税限度額	賦課区分	課税限度額
医療分	66 万円	医療分	67 万円
後期分	26 万円	後期分	26 万円
介護分	17 万円	介護分	17 万円
		子ども分	3 万円
合計	109 万円	合計	113 万円

(3) 税率等の改正（第4条～第12条の5関係）

区 分	現 行			改 正 案			
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割 (課税標準額×税率)	8.0%	2.4%	2.3%	<u>7.7%</u>	2.4%	2.3%	<u>0.3%</u>
均等割 (被保険者1人あたり)	23,000 円	7,000 円	8,000 円	<u>21,640 円</u>	7,000 円	8,000 円	<u>1,300 円</u>
平等割 (1世帯あたり)	特定・特定 継続以外	25,000 円	8,000 円	<u>24,160 円</u>	8,000 円		<u>840 円</u>
	特 定	12,500 円	4,000 円	<u>12,080 円</u>	4,000 円	9,000 円	<u>420 円</u>
	特定継続	18,750 円	6,000 円	<u>18,120 円</u>	6,000 円		<u>630 円</u>
<u>18 歳以上均等割</u> ※ (被保険者1人あたり)				-	-	-	<u>60 円</u>

※18歳以上均等割は「18歳以上被保険者均等割」の略で、18歳に達する日以後の3月31日以前までの子どもに係る子ども分の均等割額に10割軽減の措置を講じ、その軽減分を18歳以上被保険者に対して18歳以上被保険者均等割として賦課するもの。

(4) 保険税の軽減措置に係る基準の改定（第24条第1項関係）

国民健康保険税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を次の表のとおり改める。

軽減割合	軽減判定所得	
	現 行	改 正 後
7割以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 }	※改正無し
5割以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 } + 30万5千円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 } + 31万円 × 被保険者等の数 以下
2割以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 } + 56万円 × 被保険者等の数 以下	43万円 + { 10万円 × (給与所得者等の数) - 1 } + 57万円 × 被保険者等の数 以下

(5) 保険税の端数処理の見直し（第15条の2関係）

国民健康保険税の普通徴収において期別毎の納付額の均等化を図るため、次のとおり市の独自基準を設ける。

〔現 行〕 国民健康保険税の年税額を期別の回数で除した**1,000円**未満の端数を初回の期別に合算する。(地方税法第20条の4の2第6項)



〔改正案〕 国民健康保険税の年税額を期別の回数で除した **100円**未満の端数を初回の期別に合算する。

3. 施行期日等

- ・公布の日から施行する。
- ・改定後の賦課区分、課税限度額、税率、軽減額、軽減判定所得基準額については、令和8年度分からの保険税について適用する。

八戸市公共施設LED照明導入ESCO事業業務委託契約の締結について

1 委託内容

市が設置する公園その他の公共施設にLED照明を導入し、及び本件事業に係る設備の維持管理をする業務

2 対象施設

公園 151か所、八戸駅東西自由通路、八戸駅東口連絡線、南部山健康運動センター、東体育館、東運動公園内テニスコート、新井田インドアリンク、総合福祉会館、児童科学館、南郷図書館 計 160施設

3 契約期間 契約締結の日から令和19年2月28日まで

4 契約額 477,918,100円
(内訳)
工事費 446,986,100円
維持管理費 30,932,000円

5 契約者 八戸市長根四丁目3番25号
八戸電気工事業協同組合
理事者 河原木 琢也

6 参考

LED照明導入等のスケジュール

契約締結日から令和9年2月28日まで	LED化工事期間
令和9年3月1日から令和19年2月28日まで	維持管理期間